

REPORT 2025

令和 6 年度 ディスクロージャー誌

CONTENTS

I	ごあいさつ	1
II	組合の沿革・歩み	1
III	経営方針	2
1	経営理念	2
2	経営方針	2
IV	概況及び組織に関する事項	3
1	業務の運営の組織	3
2	理事及び監事の氏名及び役職名	5
3	会計監査人の名称	5
4	事業所の名称及び所在地	5
V	主要な業務の内容	6
1	全般的な概況	6
2	令和6年度各事業の概況	7
VI	事業活動に関する事項	11
1	農業振興活動	11
2	地域貢献情報	11
3	情報提供活動	11
4	リスク管理の状況	12
5	自己資本の状況	17
VII	直近2事業年度における財産の状況に関する事項	18
1	決算の状況	18
2	計算書類の正確性等にかかる確認	35
3	会計監査人の監査	35
4	最近の5事業年度の主要な経営指標	36
5	利益総括表	36
6	資金運用収支の内訳	37
7	受取・支払利息の増減額	37
8	自己資本の充実の状況	38
VIII	直近2事業年度における事業の実績	55
1	信用事業	55
2	共済事業	61
3	農業・生活関連事業	63
IX	直近2事業年度における事業の状況を示す指標	65
1	利益率	65
2	貯貸率・貯証率	65
3	担当職員一人あたりの取扱高	65
4	一店舗あたりの取扱高	65
X	役員等の報酬体系	66
1	役員	66
2	職員等	66
3	その他	66



PROFILE

(令和7年3月31日現在)

名 称	福岡市東部農業協同組合 (J A福岡市東部)
設 立	昭和38年7月
本店所在地	〒812-0061 福岡市東区筥松2丁目19番16号
店 舗 数	14 (本店1 支店10 事業所3)
職 員 数	213名 (うち正職員169名)
総 資 産	2,175億円
出 資 金	30億円
自己資本比率	15.26%
貯 金 残 高	1,989億円
貸出金残高	1,028億円

※ディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に規定する「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧」に基づいて作成した資料です。

※年度表記を和暦「令和」に統一しています。

※掲載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。そのため、表中の合計、ならびに増減が一致しない場合があります。

※表中の金額は0円の場合は「一」、表示単位未満の端数がある場合は「0」で表示しています。

I ごあいさつ



令和7年 7月
代表理事組合長

藤 野 真 治

組合員の皆様におかれましては、平素より、JA福岡市東部の各種事業活動に対しまして、格別なるご協力ご支援を頂いておりますこと心より感謝申し上げます。

さて、令和6年度は、「輪をつなぐ、農業を守る」を合言葉に進めて参りました当JAの中期3カ年経営計画（令和4～6年度）の最終年度であり、また、日本の農業にとりましては、四半世紀にわたって続いて参りました農業の憲法とも言える「食料・農業・農村基本法」の改正もあり、大きな節目の年度となりました。

中期3カ年経営計画に於きましては、コロナ禍は明けたものの非対面型社会への生活様式の移行もあり、「人と人とのふれあいを大切に」の言葉を理念に掲げ、組合員の皆様そして役職員相互の信頼関係の上に立って活動致しております当JAにとりましては、厳しい環境の中での3年間となりましたが、これまで築いて参りました皆様との絆のなか、対話を通じて、10年後20年後の地域農業の持続に向け何が必要かを確認し行動に移した3年、今後につなぐ3年間でございました。

営農部門では、これまで続けて参りました、生産設備・資材価格高騰対策としての経済的支援や所得増大に向けた販路の拡大等に加え、新たに、スマート農業実現に向けた取り組みとして、ドローンや栽培ナビゲーションによる圃場での農作物データの収集・管理の実証実験、プラズマ照射による農作物の生育実験、スマート販売所の実証試験等も実施致しました。

金融部門では、マイナス金利政策の解除と共に他金融機関・証券会社との競争が激化する中、コロナ禍明け・物価上昇を背景に、「貯蓄から投資へ」のトレンドが加速、資金流出が止めきれず、貯金残高につきましては2千億円を割り込む結果となりましたが、貸出金残高につきましては、1千億円を超える結果が残せました。また共済に於きましては、非対面チャネルの普及が進む今日、「ふれあい」重視の訪問活動も合わせた形での展開を図り、設定致しておりました新契約ポイント目標をほぼ1割増して達成することが出来ました。

開発部門では、皆様の大切な資産を次世代へつなぐため、資産・税務相談等を通じて資産の有効活用プランの提案に取り組み、皆様との信頼関係のもと、65億円を超える斡旋事業実績を残すことが出来ました。資産管理事業に於きましても、安定した賃貸経営の支援として、賃料値上げの提案や入居率の向上に努めております。

総務・企画・監査の経営管理部門では、将来を見据え、安定的な経営基盤の確立と健全性の確保に向け、目的積立金の再構築、人材育成研修の精査・ハラスメント対策の強化等、様々なリスク回避対策を講じて参りました。また、持続可能な経営基盤づくりには地域の理解・地域との絆が欠かせぬものとの思いから、食農教育活動・地域貢献活動を強化して参りました。

経営環境厳しきなか、これまでの歩みを止めることなく現在まで歩んでこられましたのも、ひとえに皆様のご協力ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

人と人、地域との絆をもって、確かな信頼関係のもと、地域農業を守るべく、皆様と共に進んで参ります。今後とも倍旧のご支援ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

II 組合の沿革・歩み

1963	(昭和38年)	7月	福岡市東部農業協同組合 設立
1973	(昭和48年)	7月	創立10周年記念式典開催
1983	(昭和58年)	9月	創立20周年記念式典開催
1990	(平成2年)	4月	「本所・支所」から「本店・支店」へ名称を変更
1992	(平成4年)	4月	CI戦略の一環として、愛称「JA」を採用
1993	(平成5年)	11月	創立30周年記念式典開催
1997	(平成9年)	3月	蒲田育苗センター完成
2001	(平成13年)	4月	「出張所」から「支店」へ名称を変更
2003	(平成15年)	9月	JA福岡市東部ビル（本店、箱崎支店、JAハウジング・センター、リジェール）落成
2003	(平成15年)	11月	創立40周年記念式典開催
2004	(平成16年)	5月	金融新オンラインシステム（JASTEM）稼働
2007	(平成19年)	3月	組合の地区を東区と博多区の全域に変更
2007	(平成19年)	10月	「愛菜市場」を開設
2009	(平成21年)	1月	月隈支店落成
2013	(平成25年)	2月	旧奈多支店・旧三苫支店の再編により新三苫支店落成
2013	(平成25年)	7月	創立50周年記念式典開催
2017	(平成29年)	1月	香椎支店落成
2017	(平成29年)	12月	志賀島農業研修施設落成
2022	(令和4年)	7月	空港前支店落成
2023	(令和5年)	7月	創立60周年記念式典開催

III 経営方針

1 経営理念

基本理念

「JA福岡市東部は、^{あす}未来に向けて人と人のふれあいを大切にした、心豊かな地域社会づくりをめざします」

経営理念

1. ^{あす}未来を築く地域づくり
「地域との共生により、組合員並びに地域の人々の期待と信頼に応えるJAづくりに取り組みます」
1. ^{あす}未来を先取りした経営
「社会の変化に即応した健全な経営を確立し、^{あす}未来を展望した事業活動に取り組みます」
1. ^{あす}未来を担う人材育成
「チャレンジ精神を持った有用な人材を育て、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます」
1. ^{あす}未来を創造する都市型農業
「消費者とのふれあいを通じ、安全で良質な農産物生産に努め、魅力ある都市型農業の振興に取り組みます」

2 経営方針

■営農経済事業

農業を強く、元気に、もっと身近にするために、農地保全と農業生産基盤支援を通じて「地域とともに食と農を育む持続可能な地域農業の確立」に取り組みます。また、生産トータルコストの低減を図り、「農業所得の増大」と消費者ニーズに応じた販売戦略の強化に取り組みます。

経済事業においては、安全で良質な商品を提供し、肥料・農薬等の低価格化に加え、生産性向上のため商品の充実を図ります。また、組合員の高齢化を考慮し、健康で豊かなくらしを実現するための商品やサービスを提供します。

支店の営農経済担当者と本店の営農経済部が連携し、情報共有を図り、迅速に対応する体制を整えます。

■信用事業

地域の皆さまに支持される組織であり続けるために、農業、くらし、地域に関する事業を通じて金融サービスを提供し、他業態との差別化を図ります。これにより、組合員や利用者の期待に応えていきます。

農業分野では、営農経済部門と連携し、組合員の資金ニーズに応じた適切な融資を提案します。

くらしや地域においては、地域住民の新規利用者拡大をめざし、年金振込口座キャンペーン（優遇金利定期貯金）を推進し、JA口座のメインバンク化に取り組みます。また、マイカーローンや住宅ローン等、幅広い資金需要に応えます。

さらに、対面での相談機能を強化し、個人向けインターネットバンキングやSNSを活用した非対面サービスを組み合わせることで利用者の視点に立ったサービスを提供し、利便性の向上をめざします。

コスト構造の見直しとして、未利用口座の整理や窓口業務の効率化、システムの導入やインフラの整備を進め、業務の効率化を図ります。また、利用者の総合相談・サービス向上に向けて人材育成を強化します。

適切な研修や資格取得を通じて職員を育成し、事務管理態勢の向上を図ります。不祥事の未然防止や再発防止に向けた内部管理体制を強化し、マネー・ローンダ

リングやテロ資金供与対策、反社会的勢力との取引を排除する取り組みを徹底します。

経営基盤の持続性を確保するため、経営体質の強化により将来の健全性を維持します。また、損益シミュレーションの作成・検証を通じて、持続可能な収益性を確保する取り組みを行います

■共済事業

組合員・利用者を第一に考え、安定的な資産形成と「ひと・いえ・くま・農業の総合保障」の提供を通じて豊かな生活づくりに貢献するため、全契約者への継続的なフォローや保障提案を行う「3Q活動」を実施します。また、加入中の保障や将来の保障推移についての説明を通じて「あんしんチェック」を実践し、世帯内未加入者（ニューパートナー）や次世代層との接点強化に取り組み、安心できるくらしの実現に貢献します。

農業者が安心して農業経営を続けられるよう、様々なリスクに対する安心の提供として、農業者賠償責任共済等の農業保障分野の共済を各農事会議や生産者会議で案内し、農作業安全啓発の取り組み強化と保障の充足を図ります。

組合員・利用者一人ひとりに寄り添い、ライフプランに基づいた意向に添った提案型推進を行うため、本店管理者による同行訪問や外部講師による知識向上・実践研修の実施、資格取得支援を通じてスキルアップを図り、渉外担当者の育成・推進体制の強化に努めます。

組合員・利用者には選ばれ、将来にわたる信用・信頼を獲得するため、継続的なコンプライアンス態勢の徹底と不祥事の未然防止に努めます。

利便性向上と事務効率化に向けて、JA共済アプリやWebマイページの普及拡大、キャッシュレス契約の推進に取り組みます。

■開発事業

不動産取引価格の上昇に伴い、不動産の評価が上昇している現在、組合員の相続税負担も増加しています。組合員の大切な資産を次世代にスムーズに承継でき

るよう、ニーズに応じた所有資産の有効活用提案や事業承継に関する相談体制を強化します。また、組合員が安心して不動産経営を行えるよう、質の高いサポート体制の確立に努めます。

賃貸不動産の市場状況や消費者動向を把握し、新規募集時に賃料増額や見直しの提案に努めます。また、定期的な改修工事や各種設備更新を提案し、長期的に物件価値を維持するとともに入居率向上と入居者の満足度向上に努めます。

相談業務においては、組合員の資産保全と事業経営に対するコンサルティングを積極的に行います。また、組合員から信頼される総合相談体制の構築に努めます。

■経営管理

持続可能な地域農業に貢献する経営基盤の確保のため、経営戦略の高度化に向けた取り組みを展開します。

将来を見据えた人材の育成・確保、労務管理の効率化と職員の健康づくりに取り組みます。

健全経営に向けた取り組みのために、法令遵守に基づく適正な融資審査の確立と債権管理の強化・指導に取り組みます。地域農業の存在意義やJAの役割を發揮し、理解・共感を醸成するために広報活動や対話を通じて組合員とのつながりを強化します。

コンプライアンス経営を実践し、内部統制を確立することで実効性を向上させ、マネー・ローンダリング等対策を実践します。

内部統制が有効に機能するよう第3のディフェンスラインとしての役割を發揮し、内部管理態勢の整備・運用の強化に努めます。

マネー・ローンダリング等への対応として、方針・手続・計画等の適切性、研修等の実効性、異常取引の検知状況・システムの運用状況等の検証・評価に取り組みます。

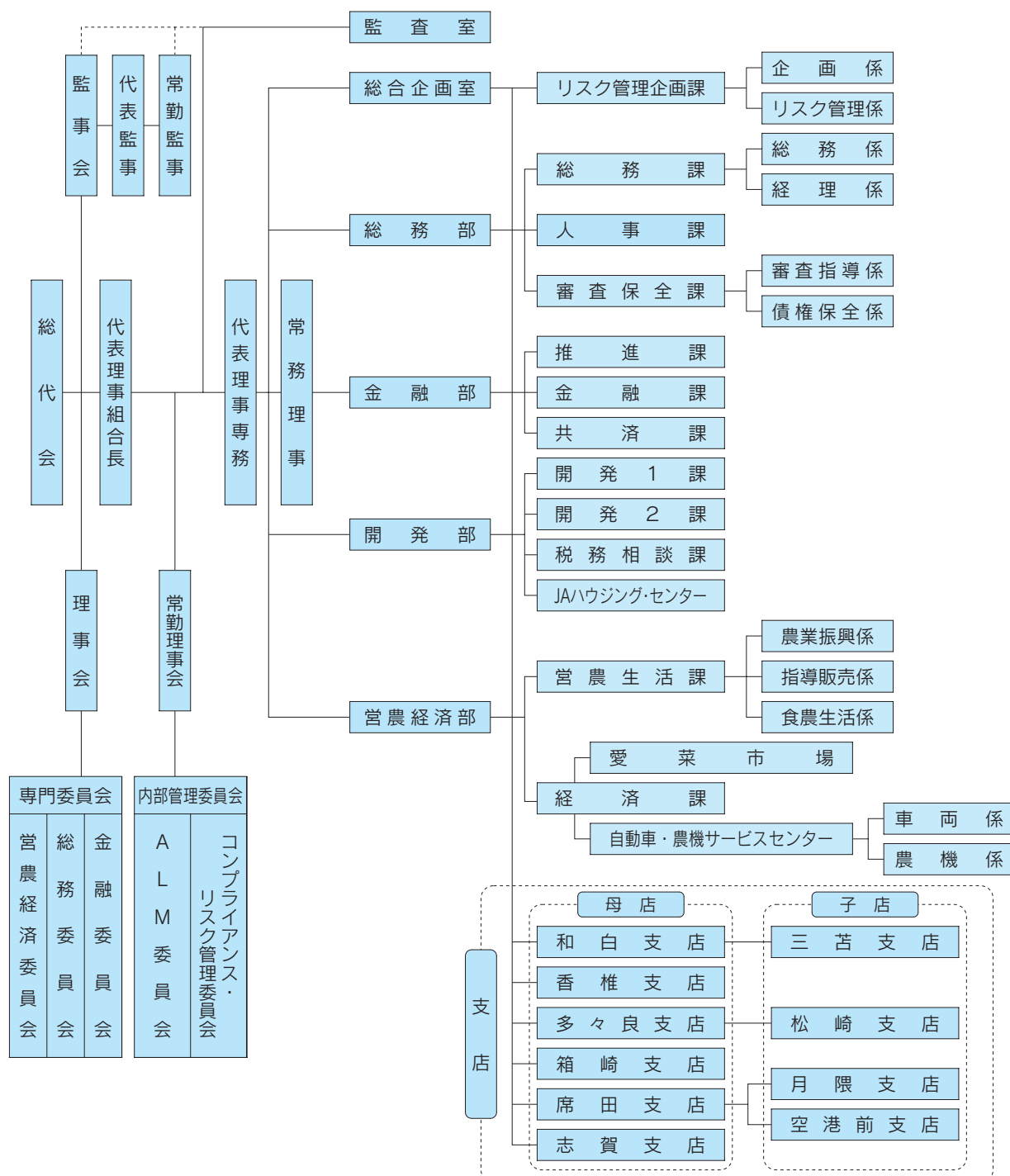
監事監査や会計監査人等組合内外の関係者と客観的な調査・評価の結果や意見等の情報を共有し、効果的な監査体制の構築に努めます。

Ⅳ 概況及び組織に関する事項

1 業務の運営の組織

① 組織機構図

令和7年4月1日現在



② 組合員数及びその増減

(単位：人)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
正組合員	1,719	1,701	△ 18
個 人	1,719	1,701	△ 18
法 人	—	—	—
准組合員	17,816	17,869	53
個 人	17,713	17,765	52
法 人	103	104	1
合 計	19,535	19,570	35

③ 出資口数及びその増減

(単位：口)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
正組合員	824,788	813,952	△ 10,836
准組合員	2,300,848	2,254,926	△ 45,922
小 計	3,125,636	3,068,878	△ 56,758
処分未済持分	9,238	22,542	13,304
合 計	3,134,874	3,091,420	△ 43,454

(摘要) (1)出資 1 口金額 1,000円

④ 組合員組織の概況（令和7年3月31日）

(単位：人)

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
総 代	363	果 樹 部 会	31
協 力 委 員	57	そ 菜 部 会	47
農 事 組 合	237	ブ ド ウ 部 会	10
青 壮 年 部	56	イ チ ゴ 部 会	20
女 性 部	361	資 産 管 理 部 会	481
稲 作 部 会	129	青 色 申 告 会	998
粉 摺 り 連 絡 会	10	年 金 友 の 会	8,665

⑤ 地区一覧

福岡市東区及び博多区

⑥ 職員数

(単位：人)

区 分		令和5年度		令和6年度	
				うち男性	うち女性
正職員数	一般職員	157	155	88	67
	営農指導員	6	6	6	—
	生活指導員	2	2	—	2
	その他専門技術職員	5	6	6	—
小 計		170	169	100	69
常 雇		22	24	13	11
臨時・パート		3	3	—	3
派 遣		19	17	—	17
合 計		214	213	113	100

2 理事及び監事の氏名及び役職名

① 役員一覧

(令和7年3月31日現在)

	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	備 考
代表理事組合長	藤 野 真 治	常勤	有	実践的能力者
代表理事専務	濱 崎 一 喜	〃	〃	〃
常 務 理 事	福 島 正 幸	〃	無	〃 、金融担当
理 事	安河内 好 信	非常勤	〃	
〃	堺 博 隆	〃	〃	
〃	江 藤 成 人	〃	〃	実践的能力者
〃	長 龍 清	〃	〃	
〃	長 宏 治	〃	〃	実践的能力者
〃	古 田 寛	〃	〃	〃
〃	檜 崎 利 男	〃	〃	
〃	光 安 浩一郎	〃	〃	認定農業者
〃	光 安 弘 之	〃	〃	実践的能力者
〃	坂 本 敏	〃	〃	〃
〃	久保田 節 子	〃	〃	〃 、女性部理事
〃	古 田 まゆみ	〃	〃	女性部理事
代 表 監 事	因 幡 耕 三	〃	—	
常 勤 監 事	安 部 喜 伸	常勤	—	実務経験監事
監 事	田 代 繁 治	非常勤	—	
〃	篠 原 義 彦	〃	—	
〃	南 里 浩 二	〃	—	員外監事

注1. 実践的能力者とは、農協法第30条第12項第2号に該当する者です。

3 会計監査人の名称

みのり監査法人 (令和7年3月31日現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町14階

4 事業所の名称及び所在地

① 店舗一覧

(令和7年3月31日現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	CD/ATM設置台数
本 店	福岡市東区筥松2-19-16 (2F・3F)	092-621-4662	
和 白 支 店	福岡市東区和白3-27-39	092-606-2865	ATM 1 台
三 苫 支 店	福岡市東区三苫6-1-36	092-606-2406	ATM 1 台
香 椎 支 店	福岡市東区香椎駅前1-21-23	092-681-3165	ATM 1 台
多 々 良 支 店	福岡市東区八田1-5-18	092-691-0537	ATM 1 台
松 崎 支 店	福岡市東区松崎2-17-3	092-661-1825	ATM 1 台
箱 崎 支 店	福岡市東区筥松2-19-16 (1F)	092-611-5848	ATM 2 台
席 田 支 店	福岡市博多区青木1-15-25	092-611-4534	ATM 1 台
月 隈 支 店	福岡市博多区月隈3-1-19	092-503-5878	ATM 1 台
空 港 前 支 店	福岡市博多区空港前3-5-35	092-622-6361	ATM 1 台
志 賀 支 店	福岡市東区大字志賀島493	092-603-6431	
JAハウジング・センター	福岡市東区筥松2-19-16 (1F)	092-612-7339	
愛 菜 市 場	福岡市東区和白3-27-39	092-606-2082	
自動車・農機サービスセンター	福岡市東区原田4-29-18	092-611-3727	

・店舗外ATM設置台数：5台 (サニー奈多店・イオンモール香椎浜・福岡市青果市場・サニームーン店・勝馬)

V 主要な業務の内容

1 全般的な概況

組合員・利用者との対話や訪問活動を展開し、「必要とされるJ A」に向けて各事業の進展に専念してまいりました。

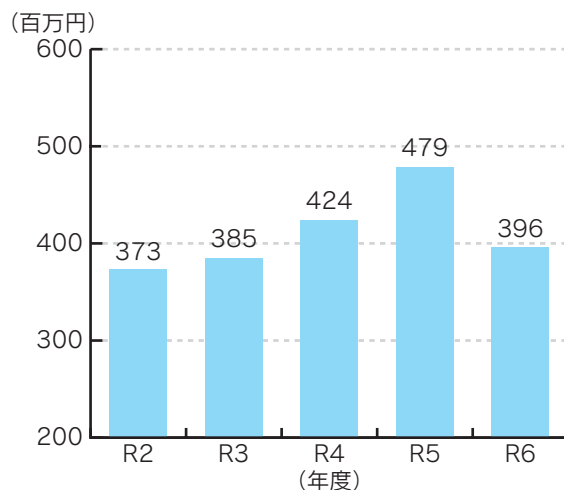
農業においては、夏の平均気温が過去最高を記録。猛暑による農産物の不作や価格の高騰により「令和の米騒動」が発生。資材価格も高騰する等厳しい状況の中、25年ぶりに食料安全保障の強化や環境問題等を背景に「食料・農業・農村基本法」が改正されました。今後の地域農業の振興と発展を追求するため、栽培環境、集出荷、販売、種子発芽に対するスマート農業の実証実験に取り組みました。

金融経済においては、日本銀行が17年ぶりの利上げを実施。円安が続き37年ぶりに円安水準を更新。日経平均株価も史上初の4万円台となり、新紙幣が20年ぶりに発行される等、歴史的な変動の一年でした。コストを抑えたネット銀行の高金利商品や政府の経済政策「貯蓄から投資へ」等により貯金が流出し厳しい結果となりました。利用者の利益を最大限にすることを目的とした「顧客本位の業務運営」を制定し、信用事業の仲介機能の発揮と共済事業の「安心と満足」の提供、相続・税務・事業承継といった総合相談を基軸に取り組んでまいりました。

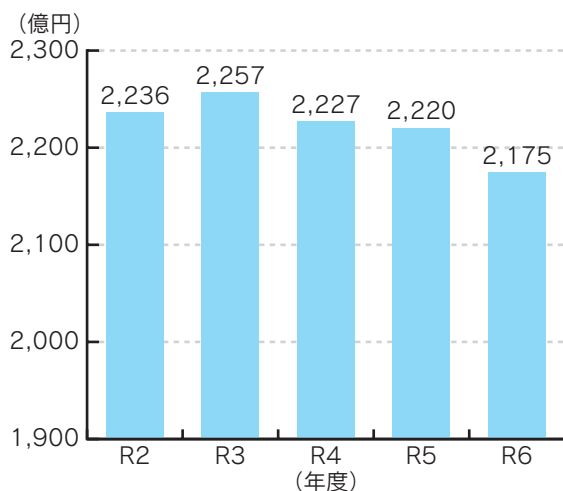
管理面においては、マネー・ローンダリングにおけるリスクを特定し低減措置を講じ、教育研修等によりコンプライアンス管理態勢の徹底と健全経営の確立を図りました。

事業実績においては、貯金残高は低調な結果となりましたが、他の事業においては厳しい市場環境にも関わらず、組合員や利用者の支援により業績は好調に推移することができました。

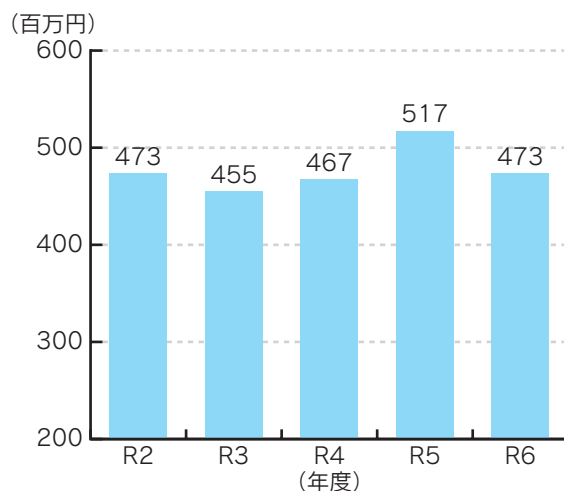
◆事業利益



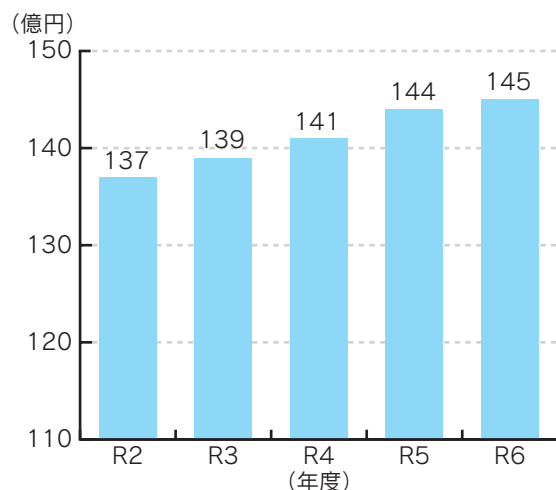
◆総資産



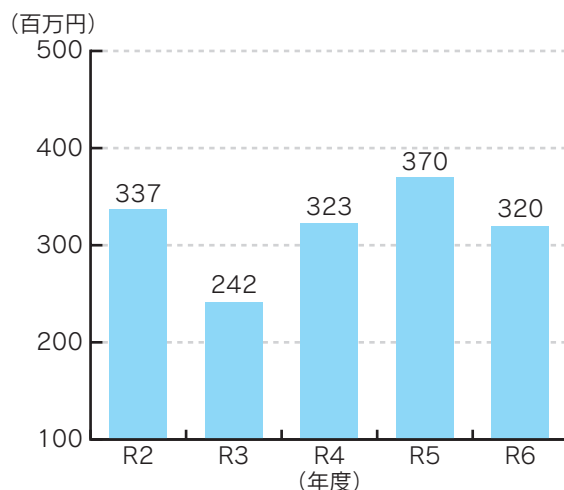
◆経常利益



◆純資産（資本）



◆当期剰余金



2 令和6年度各事業の概況

① 信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関をめざしています。



貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

主な貯金商品一覧

種 類	期 間	貯金金額	特 徴
スーパード定期貯金	1カ月・2カ月 3カ月・6カ月 1年～10年	1円以上	預入時の利率が満期まで変わらない確定利回りです。計画的に増やしたい方にお勧めの貯金です。
大口定期貯金	1カ月・2カ月 3カ月・6カ月 1年～10年	1,000万円以上	大口の資金運用に適した市場実勢を反映した高利回り商品です。
期日指定定期貯金	最長3年	1円以上～300万円未満	据置期間1年以上、元金一部支払可能
貯蓄貯金	出し入れ自由	1円以上	10万円未満～1,000万円以上の6段階別に金利が設定され、出し入れ自由でお得な商品です。自動化機器での取引可能
定期積金	6カ月～10年	毎月1,000円以上	お楽しみの目的額に合わせて、毎月のお預け入れ指定日に着実に積立できる貯金です。積立期間は自由にご選べますので、プランにそって無理なく目標が達成できます。

貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

主な貸出商品一覧

種 類	資金用途と特徴	融資金額	貸出期間
営農資金	農地、施設、機械等の取得や畜産・育成及び経営資金などにご利用いただけます。	事業費の範囲内	30年以内
農業外事業資金	貸家、アパート、店舗等（敷地、付帯施設を含む）の購入、新築、増改築、その他事業施設及び事業資金や相続税等のお支払いにご利用いただけます。また、他金融機関からの借り換えにもご利用いただけます。	事業費及び所要資金の範囲内	35年以内
住宅ローン	住宅の新築・購入または増改築などの資金にご利用いただけます。また、他金融機関からの借り換えにもご利用いただけます。	2億円以内	50年以内

種 類	資金使途と特徴	融資金額	貸出期間
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	快適な生活を実現するための増改築・ 改装・補修及びその付帯施設（門、塀、 車庫、物置等）に関する資金にご利用 いただけます。 また、他金融機関からの借り換えにも ご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内
フ リ ー ロ ー ン (お ま か せ) ロ ー ン	身近な生活用品の購入や結婚、旅行、 不意の出費にも幅広くご利用できます。 また、他の借り入れの借り換えにも使 えます。ただし、事業資金を除きます。	500万円以内	15年以内
教 育 ロ ー ン	進学されるお子様の入学料、授業料、 学費など教育に関する資金にご利用い たいただけます。	1,000万円以内	15年以内
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車購入（中古・バイクも含む）な どの資金にご利用いただけます。購入 時に必要な税金・保険・カー用品等 にもご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
農 機 ハ ウ ス ロ ー ン	農機具購入や格納庫の増改築・取得に ご利用いただけます。	1,500万円以内	15年以内
カ ー ド ロ ー ン	一度申し込みれば必要な時に、カード 一枚でいつでも簡単に、しかも繰り返 してご自由にお借入できます。	500万円以内	1 年 (自動更新)

注1. 上記商品のほか、ご用途に合わせて各種取り揃えていますので、お気軽にお問い合わせください。

制度資金

種 類	制度の概要・趣旨
福岡市農林業金融資金	市内の農業者の方々が経営の近代化に必要とする事業資金を 融資するための制度です。
福岡市商工金融資金	市内で事業を営む中小企業の方々が必要とする事業資金を長 期・低利で融資するための制度です。
農業制度資金 (農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパ ーL資金）、農業改良資金、青年等就農資金など)	農業制度資金とは、農業経営規模の拡大や事業の改善等を行 うのに必要な資金を長期・低利に利用できるよう国や県、市 町村が利子補給または県や日本政策金融公庫が直接融資する 資金のことです。

為替業務

全国のＪＡ・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結
び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅
速にできる内国為替をお取り扱いしています。

国債窓口販売

国債（利付・個人向け国債）の窓口販売（本店のみ）のお取り扱いをしています。

種 類	期 間	貯金金額	特 徴
利 付 国 債	2年・5年・10年	購入単位50,000円以上 (5万円単位)	元本を国が保証するため、安全性の高い商品です。 半年ごとに利子を受け取れるので、安定した収益 を見込めます。
個人向け国債	3年・5年・10年	購入単位10,000円以上 (1万円単位)	元本を国が保証するため、安全性の高い商品です。 半年ごとに利子を受け取れるので、安定した収益 を見込めます。

サービス・その他

当ＪＡでは、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

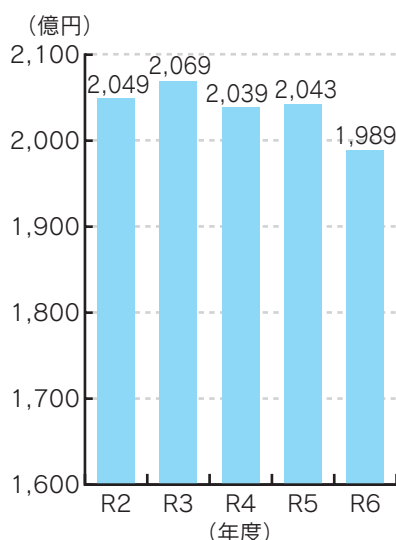
また、貸金庫のご利用、全国のＪＡでの貯金出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。



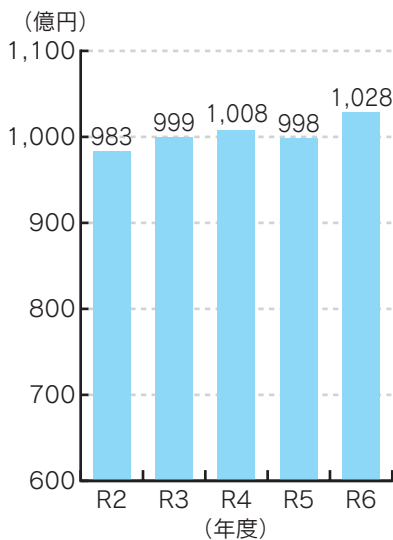
サービス・その他の金融商品

種 類	内 容
ＪＡキャッシュサービス	ＪＡのキャッシュカードがあれば全国のＪＡ・信連・農林中金・都銀・第二地銀・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行のＣＤ（現金自動支払機）ＡＴＭ（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。なお、全国のＪＡ・信連・農林中金では、現金のお預け入れもでき、土日祝日を含む全ての稼働時間において手数料なしでご利用いただけます。セブン銀行・ローソン銀行・イーネット・ゆうちょ銀行のＡＴＭにつきましては、①正組合員 ②年金振込 ③ローン借入契約のいずれかに該当される方は月に２回まで手数料なしでご利用いただけます。 また、福岡銀行、三菱ＵＦＪ銀行につきましては、平日の８時４５分～１８時までは手数料なしでご利用いただけます。
ＪＡデビットカードサービス	現金を引き出さずにＪＡのキャッシュカードでそのままお買い物ができます。（お買い物や飲食の代金が即時お客さまの口座から引き落とされます。） Ｊ－Ｄｅｂｉｔの加盟店であることをお確かめください。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客さまがご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金など、お客さまの貯金口座に自動的に振り込まれます。
各種自動支払サービス	電気・電話・水道・ＮＨＫ等の公共料金のほか、各種クレジット代金など普通貯金（総合口座）から自動的にお支払いいたします。
ＪＡネットバンク	ＪＡの窓口やＡＴＭに出向くことなく、インターネットに接続可能なパソコンや携帯電話で、お取引口座の残高や取引明細のご確認はもちろん、振込や振替など各種サービスが「いつでも」「どこでも」「簡単に」ご利用いただけるサービスです。
ＪＡバンクアプリ	ＪＡの窓口やＡＴＭに出向くことなく、スマートフォンでお取引口座の残高や取引明細をご確認いただけるサービスです。
ＪＡカード（クレジットカード）	ＪＡカードは、お買い物、ご旅行、お食事などお客さまのサイン一つでご利用いただけます。また、ＪＡカードで購入された商品の破損・盗難を９０日を限度に補償する「ショッピングパートナー保険サービス」や年会費無料で発行できる「ＥＴＣ ＰＬＵＳ」など、多彩なサービスであらゆるシーンでお役に立ちます。
貸 金 庫	箱崎支店に設置しております。 貯金証書、権利書、契約書、その他貴金属はもちろん大切なものの保管に利用できます。ただし、火薬・薬品など危険物と認められるものは保管できません。

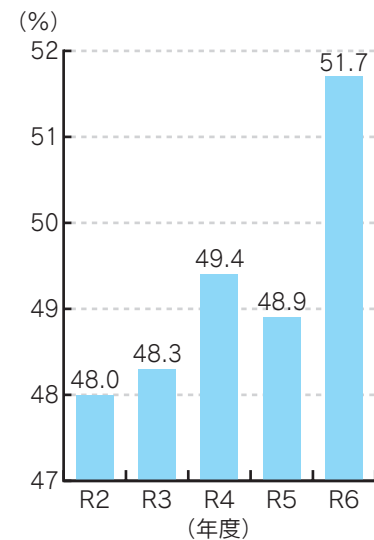
◆貯金



◆貸出金



◆貯貸率



② 共済事業

支えあい・助け合いによる豊かな暮らしを理念とした「ひと・いえ・くるま」に対するＪＡの共済事業です。一般の生命保障と損害保障を兼営しており、営利を目的としていないため、少ない掛金で大きな保障をご提供しています。

また、交通安全支援活動や小中学生作文コンクールを実施し、暮らしのパートナーとして皆さまの生活をサポートしています。

③ 営農経済事業

営農指導・販売事業

地域の消費者と共生できる農業を基本とし、新鮮で安全な農産物の生産と供給を目標に都市型産地の特色を発揮できる営農指導・販売事業を行っています。

購買事業

農家組合員に対する農業生産資材の供給を中心とし、地域住民の方々を含めた顧客の皆さまに安全・安心を考慮した各種購買商品の供給を行っています。

生活指導事業

農家組合員の生活指導及び女性部組織の活性化を図るため、各種の活動を展開しています。

④ 開発事業

資産相談事業

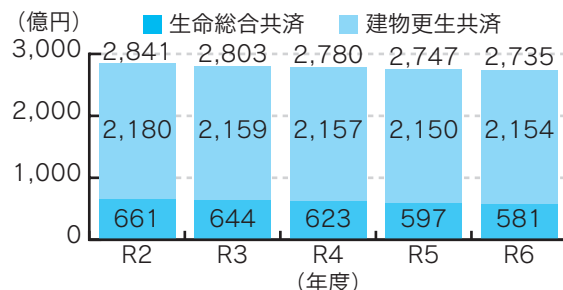
「大切な農地のご相談はＪＡへ」をモットーに組合員の皆さまの将来の計画、農地の活用の方法について、ご意見やご要望をもとに周辺環境の特徴や今後の変化など、多角的な調査を行い、その農地にもっともふさわしい活用法をご提案しています。

税務や法律上の諸問題にも専門家がアドバイス致します。

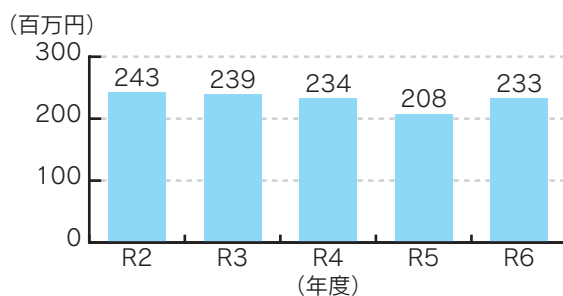
資産管理事業

安定した賃貸物件（賃貸住宅・店舗・駐車場）経営をサポートするため、全てのオーナー業務を代行し、「ＪＡの信頼と安心」を基本とし、オーナー・利用者から支持される管理運営を行っています。

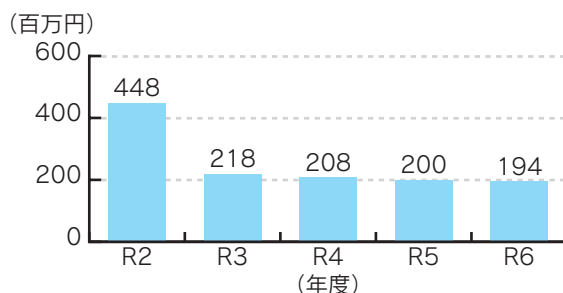
◆長期共済保有高



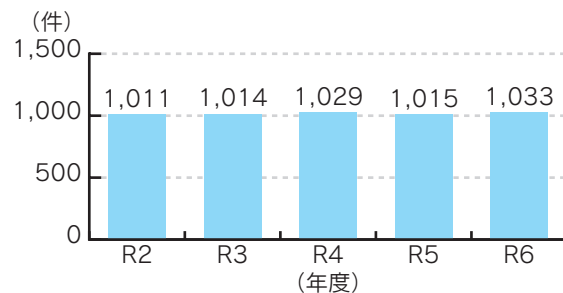
◆販売品販売高



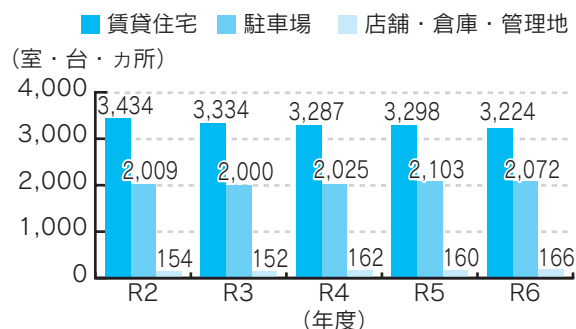
◆購買品取扱高



◆確定申告相談実績



◆管理物件数



Ⅵ 事業活動に関する事項

1 農業振興活動

農作業受託事業の実施

農地の荒廃防止、組合員の高齢化対策として農作業受託作業を実施しました。

農機安全使用講習会の開催

農作業事故ゼロをめざし、青壮年部部員を対象とした実践的農機安全使用講習会を開催しました。

「愛菜市場」での地産地消の取り組み

直売所「愛菜市場」における地元の安全・安心な農産物の販売をはじめ、イベントへの出店を行い地産地消の拡大に取り組みました。

休耕地を活用した食育への取り組み

農業に触れる機会を提供するため、和白地区の休耕地を活用してサツマイモを育て、地域の幼稚園や住民を対象に芋掘り体験会を開催しました。



小学生の稲作体験

2 地域貢献情報（社会貢献活動・地域貢献活動）

ＪＡ女性部によるフードドライブ

10月に各支店でフードドライブを行い、組合員の皆さまからいただいた食品等は、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会東区社協事務所を通じて、管内で食材を必要とする子ども食堂などに寄付しました。

小学校向け食農教育補助教材の贈呈

子供たちに向けての食農教育の一環として、食・環境と農業への理解を深めるための食農教育補助教材を管内の小学生（5年生）に贈呈しました。



組合員ふれあい感謝祭

食育への取り組み

食と農業の大切さを知ってもらおうと、小学生・幼稚園児を対象とした農作業体験を行いました。

学校給食へ地元産野菜を供給

子どもたちに地元で採れた農産物を知ってもらうため、また、安全安心な農産物を届けるため、和白地区で採れた白ネギと箱崎地区で水耕栽培された青ネギを学校給食に供給しました。

地元神社へ米献上

福岡県産のお米を多くの人に味わってもらおうと、香椎宮と宮崎宮に福岡県産米「元気つくし」を献上しました。お米はそれぞれの神社でおみくじ等の景品として参拝者に贈られました。

緑のカーテン作り

組合員の協力のもと、和白支店と香椎支店で、緑のカーテン作りに取り組みました。

組合員ふれあい感謝祭及び60周年記念特別イベントの開催

組合員とその家族や地域の方を対象としたイベント組合員ふれあい感謝祭を開催しました。

福岡市社会福祉協議会東区社協事務所へお米を贈呈

組合長杯ゴルフコンペのチャリティー寄付金で福岡市社会福祉協議会東区社協事務所を通じて管内のこども食堂や福祉施設へお米を贈呈しました。



福祉団体へお米を贈呈

3 情報提供活動

広報誌の発行

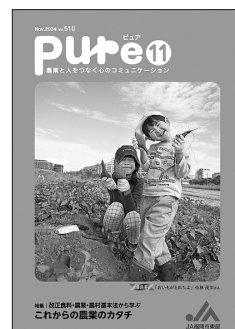
組合員の皆さまや地域の皆さまを対象とした広報誌「ピュア」(毎月)を発行し、公共施設や商業施設等への設置先拡大に取り組んでいます。

SNSによる情報提供

現行のホームページに加え、インターネット交流サイト(SNS)の「インスタグラム」「フェイスブック」「LINE(ライン)」で管内の「食」と「農」を中心とした情報をリアルタイムに発信し、新たなＪＡファンづくりにつなげています。

その他

「家の光、地上、ちゃぐりん(家の光協会発行)」や「日本農業新聞」の普及に努めています。



広報誌「ピュア」

4 リスク管理の状況

① リスク管理の体制

リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、A L M委員会及びコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1) 信用リスク管理

当J Aは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定め、運用部門は、理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された方針などに基づき、運用の判断を行っています。

(3) 流動性リスク管理

当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当J Aでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータ

が不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害、障害等に備えています。

② 法令等遵守体制

コンプライアンス基本方針

ＪＡ福岡市東部は、基本理念・経営理念に基づいた組合運営を通じ、地域の発展・地域との共生を図るとともに、安定的かつ持続的なＪＡの経営基盤を構築するため、農協法及び関連法令等に基づき、組合の事業の適正を確保するためのコンプライアンスに関する基本方針を整備します。当ＪＡの全役職員は、コンプライアンス基本方針を遵守し、この基本方針に基づく、社会の変化に対応した、適正かつ効率的な態勢を実現します。

ＪＡ福岡市東部は、高い公共性を有し、組合員、地域住民及び地域農業のための協同組合として『農業の健全な発展』、『心豊かな地域社会づくり』に資するため、その社会的使命を自覚し地域発展のために尽力いたします。

1. 社会的責任と公共的使命の認識

当ＪＡの持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

ニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

農業協同組合法の遵守や、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、関連する法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な事業運営を行います。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫きます。

5. 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ、公正な開示をはじめとして広く社会とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

6. 経営陣の率先垂範と不祥事発生時の対処

経営陣及び各部門の責任者は、本方針の精神を実現することの重要性を認識し、率先垂範のうえ全職員に周知徹底いたします。

本方針に反するような事態が発生した場合は、自ら問題解決にあたる姿勢を明らかにし、原因究明、再発防止に努めます。

コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンス責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

令和7年度コンプライアンス・プログラム

【1】コンプライアンス・プログラムの取り組み状況

昨年度の主な取り組みとしては、関連法令、金融庁ガイドラインに従い、内部管理規程等の整備や自主検査様式の改正、マネー・ローンダリング対策、個人情報保護、ハラスメント撲滅等に対して役員をはじめとする役職等の階層別や担当毎に研修を実施し、一人ひとりの意識向上を図りました。

特に毎年複雑化する特殊詐欺等のマネー・ローンダリング対策として、階層別の研修の強化や通信教育、資格取得等専門性向上に取り組みました。

今年度も内部統制基本方針に基づいた運用の定着、実効性向上に向けた取り組みを継続し、内部統制の確立と経営の健全性の確保、社会の要請に応え得るコンプライアンス体制を構築し、持続可能な経営基盤の確立に取り組みます。

【2】方針

ＪＡ福岡市東部は、ＪＡの社会的責任及び公共的使命を果たすため、コンプライアンス基本方針並びにコンプライアンス運営規程等に則り、コンプライアンスの職場風土を醸成する目的で、以下の具体的実践計画を策定し、実施するものです。

【3】実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日を実施期間とします。

【4】実践計画

- ① 経営管理（ガバナンス）機能の浸透・周知。
- ② 内部統制基本方針に基づく態勢の強化・運用の徹底。
- ③ 自主検査による自主的な業務改善と不祥事未然防止。
- ④ 事務リスク管理規程に基づく事務ミス報告による事務リスクの抑制。

- ⑤ 相談苦情等受付体制・金融円滑化体制の構築、及び高齢者・障がい者等に配慮した取り組みによる利用者保護。
- ⑥ 反社会的勢力等の排除及びマナー・ローンダリング防止に向けた取り組みの実践。
- ⑦ 危機管理規程に基づく不測事態に備えた対応。
- ⑧ P D C A サイクルを考慮した実効性のある内部監査の実施。
- ⑨ 不祥事ゼロ運動に向けた取り組みの実践。

【5】実践事項

(実践方針)

法令遵守を経営方針に明確に位置付け、組合長、専務、常務、役員自らが、法令遵守・励行することが基本施策であり、組織全体をあげて取り組むべき課題であることを理事会、各種会議、研修等で取り組み姿勢、方針として明確に示し、全職員に対して認識の共有化を図ります。(取り組み事項)

- ① 各コンプライアンス研修において、階層毎の職員の役割、法令遵守に対する意識の向上に関して強化・充実を図り、継続取り組みとして浸透を図ります。また、労務管理や内部通報に対する意識向上を図ることで、ハラスメント対策や働きやすい職場づくりに貢献します。
- ② 内部統制基本方針を確認しながら態勢の強化と運用の定着を図り、各規程や事務手続の整合性を精査しながら体制整備を継続します。
- ③ 管理態勢に対する意識の向上と不祥事防止を目的とした効果的な自主検査を検討し事業所毎に実施します。また登録金融機関業務実施部署において、登録金融機関業務の自主検査を実施し、自主的な業務改善及び不祥事防止を図ります。
- ④ 事務リスク管理規程に基づいた事務ミス報告制度を全事業で実施、適正運用を図ることで事務ミス抑制と再発防止・事務改善につなげます。
- ⑤ 苦情処理対応要領、金融円滑化計画に基づく顧客相談に関するモニタリングを実施し、利用者保護体制の構築に努めるとともに、高齢者・障がい者等に配慮した対応の意識づけのため、継続して職員教育を行います。また広告審査体制の適切な運用の確立に向けて継続的な取り組みを行います。
- ⑥ 反社会的勢力等の排除や金融機関の不正利用防止のため、モニタリングを実施し適正な運用に努めます。また、各研修会において、マナー・ローンダリング等防止に対する知識を習得することで意識向上を図ります。
- ⑦ 事業継続計画（BCP）を全職員に対し周知し、浸透を図るために説明会を実施します。
- ⑧ 内部統制の強化に貢献するために、法令遵

守状況の確認を含めて効果的な内部監査計画を立案し内部監査を実施します。

- ⑨ 研修等を通じ、不祥事の未然防止に対する意識の醸成に継続的に取り組みます。

【6】不祥事撲滅への取り組み

- ① 各種コンプライアンス研修会及び月例会議等の中で『コンプライアンス・マニュアル』の役職員行為基準を月1回以上周知、確認することで遵守を徹底します。
- ② 年3回実施している面接の中で個別に確認を行うことでコンプライアンス意識の浸透を図ります。
- ③ ヘルプライン運営要領やJ A ヘルプラインを周知し不正事件の通報制度を確保します。また、J A グループ福岡職員悩み相談窓口やハラスメント相談員の活用を促し、意識向上を図ることで各ハラスメント等の防止に努めます。
- ④ コンプライアンス研修時にコンプライアンス自己診断表による職員の自己診断を実施します。
- ⑤ 飲酒運転撲滅のための意識を定着させます。
- ⑥ 「連続職場離脱」を実施し、不祥事を未然に防止します。

【7】コンプライアンス・プログラムの進捗状況に関する報告等

- ① コンプライアンス・プログラムは、コンプライアンス・リスク管理委員会の審議を経て理事会で決定し、全役職員に配布します。
- ② 総合企画室は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況について、四半期毎に理事会に報告します。
- ③ コンプライアンス・プログラムは、法令の内容や進捗状況等により改正が必要であると判断される場合は、改正案を作成し理事会で決定します。
- ④ 総合企画室は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況について、四半期毎に監査室に報告します。

③ 金融ADRへの対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置の内容として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所 電話：03-6837-1359）やJA共済相談受付センター（電話：0120-536-093、ご高齢者専用ダイヤルは0120-167-100）とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当JAの各支店窓口へお申し出ください。

苦情等統括部署 総合企画室 リスク管理企画課
（電話：092-621-4689）

（土・日・祝日を除く9時～17時）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター

福岡県弁護士会館

（電話：092-791-1840）

福岡県弁護士会紛争解決センター

北九州法律相談センター

（電話：093-561-0360）

福岡県弁護士会紛争解決センター

久留米法律相談センター

（電話：0942-30-0144）

の窓口にお申し出ください。

なお、福岡県弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所

（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

④ 金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

⑤ 個人情報の取り扱い方針

(1) 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当JAは、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取り扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当JAは、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」という。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当JAは、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含

む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 J A は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 J A は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 J A は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取り扱い

当 J A は、匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取り扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当 J A は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 J A は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当 J A は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただきました場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当 J A は、保有個人データ等につき、法

令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当 J A は、個人情報について、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのために内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 J A は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

※なお、個人情報の利用目的、または開示請求に関する手続き等、詳しくは窓口へ備え付けの「個人情報に関するご案内」、及び当 J A ホームページ (<https://ja-fukutou.or.jp>) をご覧ください。

(2) 情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

当 J A は、組合員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当 J A の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当 J A は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当 J A は、情報の取り扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当 J A は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、J A 全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当 J A は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当 J A は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

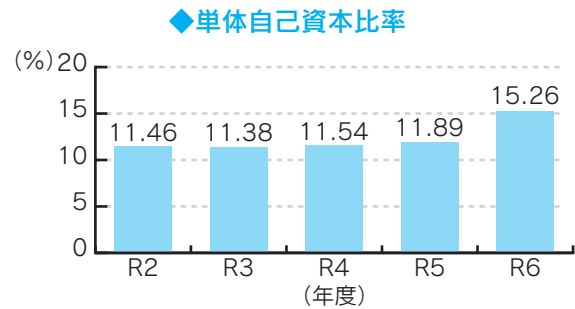
⑥ 内部監査体制

内部監査部門は、内部統制基本方針に基づく内部統制が有効に機能しているかを継続的に点検し、コンプライアンス及び業務の有効性、効率性、財務報告の信頼性にかかるモニタリング、改善提案を行いつつ被監査部門に対しては十分な牽制機能が働く独立した組織体制を構築しております。監査担当職員はＪＡ内部監査士資格を有した専従者を複数配置した上で、監査対象の範囲は本店管理部門を含む組合の全業務活動を網羅し、全ての事業所を対象に独立した立場から効果的、効率的な監査を実施しています。また、監事や外部の監査法人との連携・情報共有により監査の実効性確保を図っています。さらに、内部監査の実施に必要な知識・技能向上のため担当職員は外部講習や研修会等に参加して資質向上、信頼性確保に努めています。

5 自己資本の状況

① 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、15.26%となりました。



② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	福岡市東部農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎項目に参入した額	3,091百万円 (前年度3,134百万円)

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

VII 直近2事業年度における財産の状況に関する事項

1 決算の状況

① 貸借対照表

(単位：千円)

資 産			負債及び純資産		
科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	214,176,022	209,787,374	1. 信用事業負債	205,347,918	200,784,220
(1) 現金	543,423	600,443	(1) 貯金	204,362,689	198,933,850
(2) 預金	113,157,837	105,667,793	(2) 借入金	171	114
系統預金	113,157,313	105,667,302	(3) その他の信用事業負債	985,057	1,850,255
系統外預金	523	491	未払費用	33,542	124,390
(3) 有価証券	392,643	393,119	その他の負債	951,515	1,725,865
(4) 貸出金	99,864,555	102,882,612	2. 共済事業負債	259,990	243,406
(5) その他の信用事業資産	291,005	299,543	(1) 共済資金	88,758	74,899
未収収益	129,692	153,865	(2) 未経過共済付加収入	171,191	168,432
その他の資産	161,312	145,677	(3) その他の共済事業負債	40	74
(6) 貸倒引当金	△ 73,442	△ 56,138	3. 経済事業負債	23,384	27,441
2. 共済事業資産	174	131	(1) 経済事業未払金	19,074	26,073
(1) その他の共済事業資産	174	131	(2) 経済受託債務	4,310	1,367
3. 経済事業資産	67,192	79,758	4. 雑負債	779,696	734,604
(1) 受取手形	12	10	(1) 未払法人税等	158,611	117,120
(2) 経済事業未収金	44,871	57,711	(2) 資産除去債務	4,073	4,146
(3) 棚卸資産	21,887	21,619	(3) その他の負債	617,011	613,337
購買品	13,634	13,119	5. 諸引当金	511,039	469,114
その他の棚卸資産	8,253	8,499	(1) 賞与引当金	129,466	124,304
(4) その他の経済事業資産	421	417	(2) 退職給付引当金	170,830	177,023
4. 雑資産	580,569	437,881	(3) 役員退職慰労引当金	88,353	57,150
5. 固定資産	3,946,653	3,975,517	(4) 特例業務負担金引当金	122,388	110,636
(1) 有形固定資産	3,942,859	3,968,891	6. 再評価に係る繰延税金負債	686,479	702,598
建物	2,007,579	2,044,281	負債合計	207,608,507	202,961,385
機械装置	153,867	159,115	1. 組合員資本	12,667,185	12,871,762
土地	2,975,763	2,970,706	(1) 出資金	3,134,874	3,091,420
建設仮勘定	—	16,500	(2) 利益剰余金	9,541,549	9,802,884
その他の有形固定資産	471,776	507,427	利益準備金	3,867,000	3,942,000
減価償却累計額	△ 1,666,127	△ 1,729,139	その他利益剰余金	5,674,549	5,860,884
(2) 無形固定資産	3,794	6,625	信用事業基盤強化積立金	810,000	810,000
その他の無形固定資産	3,794	6,625	営農指導事業強化積立金	370,000	370,000
6. 外部出資	3,089,531	3,138,331	教育積立金	420,000	420,000
(1) 外部出資	3,089,531	3,138,331	70周年記念行事積立金	—	5,000
系統出資	3,033,017	3,033,017	施設管理対策積立金	499,009	453,800
系統外出資	56,513	105,313	地域農業振興対策積立金	15,000	43,380
7. 繰延税金資産	156,245	134,402	経営リスク対応積立金	341,922	444,943
			システム等導入更新対応積立金	150,000	148,980
			本店ビル建替え・改修対応積立金	497,625	730,791
			特別積立金	1,649,736	1,649,736
			当期未処分剰余金	921,256	784,252
			(うち当期剰余金)	(370,684)	(320,542)
			(3) 処分未済持分	△ 9,238	△ 22,542
			2. 評価・換算差額等	1,740,696	1,720,248
			(1) 土地再評価差額金	1,740,696	1,720,248
資産合計	222,016,389	217,553,397	純資産合計	14,407,881	14,592,011
			負債及び純資産合計	222,016,389	217,553,397

② 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	2,504,376	2,459,724	(13) 利用事業収益	6,665	6,219
事業収益	3,028,472	3,096,317	(14) 利用事業費用	4,651	5,095
事業費用	524,095	636,592	利用事業総利益	2,013	1,123
(1) 信用事業収益	1,925,314	1,955,121	(15) 宅地等供給事業収益	365,253	360,183
資金運用収益	1,861,720	1,918,333	(16) 宅地等供給事業費用	21,768	21,246
(うち預金利息)	(518,696)	(533,189)	宅地等供給事業総利益	343,484	338,936
(うち有価証券利息)	(279)	(4,265)	(17) 福祉事業収益	50	59
(うち貸出金利息)	(1,257,907)	(1,290,539)	(18) 福祉事業費用	328	373
(うちその他受入利息)	(84,836)	(90,338)	福祉事業総損失	277	313
役務取引等収益	29,253	29,941	(19) 農作業受託事業収益	1,470	1,563
その他経常収益	34,340	6,845	(20) 農作業受託事業費用	287	172
(2) 信用事業費用	251,291	329,702	農作業受託事業総利益	1,183	1,390
資金調達費用	78,366	191,257	(21) 指導事業収入	4,998	6,607
(うち貯金利息)	(59,189)	(172,842)	(22) 指導事業支出	15,888	18,220
(うち給付補填金繰入)	(64)	(91)	指導事業収支差額	△ 10,890	△ 11,613
(うちその他支払利息)	(19,112)	(18,323)	2. 事業管理費	2,024,444	2,063,626
役務取引等費用	12,606	12,637	(1) 人件費	1,505,876	1,519,893
その他経常費用	160,317	125,807	(2) 業務費	228,435	233,990
(うち貸倒引当金繰入額)	(8,077)	—	(3) 諸税負担金	86,472	82,494
(うち貸倒引当金戻入額)	—	(△ 17,304)	(4) 施設費	190,488	207,936
信用事業総利益	1,674,023	1,625,418	(5) その他事業管理費	13,170	19,311
(3) 共済事業収益	433,768	443,286	事業利益	479,932	396,098
共済付加収入	404,425	411,733	3. 事業外収益	114,169	124,573
その他の収益	29,342	31,553	(1) 受取出資配当金	34,688	32,068
(4) 共済事業費用	17,554	17,728	(2) 賃貸料	68,973	70,090
共済推進費	9,305	8,979	(3) 雑収入	10,506	22,414
その他の費用	8,248	8,749	4. 事業外費用	76,751	47,169
共済事業総利益	416,214	425,557	(1) 支払雑利息	4,127	4,277
(5) 購買事業収益	242,388	238,317	(2) 賃貸費用	16,533	17,517
購買品供給高	200,430	194,382	(3) 60周年記念事業費用	32,359	—
購買手数料	18,289	18,550	(4) 雑損失	23,731	25,374
修理サービス料	21,276	21,842	経常利益	517,349	473,501
その他の収益	2,391	3,542	5. 特別利益	52	599
(6) 購買事業費用	174,097	169,886	(1) 災害共済金	52	599
購買品供給原価	171,242	167,603	6. 特別損失	79	6,510
購買品供給費	1,062	428	(1) 固定資産処分損	79	1,454
その他の費用	1,792	1,855	(2) 減損損失	—	5,056
購買事業総利益	68,290	68,430	税引前当期利益	517,321	467,590
(7) 販売事業収益	60,572	98,596	法人税・住民税及び事業税	165,713	126,404
販売品販売高	51,446	89,952	法人税等調整額	△ 19,077	20,643
販売手数料	7,795	7,597	法人税等合計	146,636	147,047
その他の収益	1,330	1,046	当期剰余金	370,684	320,542
(8) 販売事業費用	49,836	87,400	当期首繰越剰余金	439,128	372,476
販売品販売原価	46,579	83,891	土地再評価差額金取崩額	—	3,129
販売費	2,964	2,981	60周年記念事業積立金取崩額	100,000	—
その他の費用	292	527	地域農業振興対策積立金取崩額	—	16,620
販売事業総利益	10,735	11,195	施設管理対策積立金取崩額	990	46,199
(9) 保管事業収益	140	120	経営リスク対応積立金取崩額	8,077	5,056
(10) 保管事業費用	611	751	システム等導入更新対応積立金	—	1,020
保管事業総損失	470	630	本店ビル建替え・改修対応積立金取崩額	2,375	19,208
(11) 加工事業収益	1,880	1,554	当期末処分剰余金	921,256	784,252
(12) 加工事業費用	1,810	1,326			
加工事業総利益	69	228			

令和5年度注記表

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購買品(数量管理品)	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
農機具	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として、総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損

失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の令和6年3月現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡し義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足することから、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ その他事業

保管事業、加工事業、利用事業、福祉事業、農作業受託事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 159,002,000円
(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割

引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 73,442,303円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

- ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は509,384,919円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳累計額
建 物	345,403,715円
建物附属設備	24,194,703円
構 築 物	35,121,548円
機 械 装 置	43,241,150円
器具・備品	2,282,350円
土 地	59,141,453円
合 計	509,384,919円

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れています。

種 類	金 額
預 金	1,500,000,000円

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

種 類	金 額
理事及び監事に対する金銭債権の総額	1,316,956,456円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	0円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの）に該当する金額は213,582,134円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	176,523,974円
危 険 債 権	37,058,160円
三 月 以 上 延 滞 債 権	0円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	0円
合 計	213,582,134円

注1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）をいう。

注3. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりです。

再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
再評価の年月日	平成11年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額	108,946,789円

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性

の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」及び「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が595,553,726円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超え

る変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表に含めていません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	113,157,837,066	113,097,390,545	△60,446,521
有価証券			
満期保有 目的の債券	392,643,948	391,920,000	△723,948
貸出金	99,864,555,353	—	—
貸倒引当金	△73,442,303	—	—
貸倒引当金 控除後	99,791,113,050	101,831,148,170	2,040,035,120
資産計	213,341,594,064	215,320,458,715	1,978,864,651
貯金	204,362,689,375	203,939,432,656	△423,256,719
負債計	204,362,689,375	203,939,432,656	△423,256,719

注1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「O I S」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	113,157,837,066	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	400,000,000
貸出金	6,192,719,121	5,341,997,446	5,143,609,933	4,990,951,784	4,784,328,146	73,372,527,302
合計	119,350,556,187	5,341,997,446	5,143,609,933	4,990,951,784	4,784,328,146	73,772,527,302

- 注1. 貸出金のうち、当座貸越166,064,341円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。
- 注2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等38,421,621円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	135,665,293,393	17,001,400,723	49,787,113,160	740,213,633	1,168,668,466	—
合計	135,665,293,393	17,001,400,723	49,787,113,160	740,213,633	1,168,668,466	—

- 注1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

V. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項
有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	392,643,948	391,920,000	△723,948
合 計		392,643,948	391,920,000	△723,948

VI. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	164,758,450円
退職給付費用	55,215,271円
退職給付の支払額	△10,284,290円
特定退職金共済制度への拠出金	△38,859,000円
期末における退職給付引当金	170,830,431円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	729,325,192円
特定退職金共済制度	△558,494,761円
未積立退職給付債務	170,830,431円
退職給付引当金	170,830,431円

4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	55,215,271円
臨時に支払った割増退職金	1,051,150円
退職給付費用	56,266,421円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金15,419,100円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和6年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、120,982,000円となっています。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

(繰延税金資産)

退職給付引当金	47,320,000円
賞与引当金	35,862,000円
特例業務負担金引当金	33,902,000円
役員退職慰労引当金	24,474,000円
減損損失（減価償却資産）	21,230,000円
その他	18,831,000円
繰延税金資産小計	181,619,000円
評価性引当額	△22,617,000円
繰延税金資産合計（A）	159,002,000円

(繰延税金負債)

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△2,757,000円
繰延税金負債合計（B）	△2,757,000円

繰延税金資産の純額（A）+（B）	156,245,000円
------------------	--------------

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

VIII. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和6年度注記表

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購買品(数量管理品)	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
農機具	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として、総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損

失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ その他事業

保管事業、加工事業、利用事業、福祉事業、農作業受託事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 137,229,161円
(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 5,056,414円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将

来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 56,138,019円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 算定方法
「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。
 - ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は509,384,919円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳累計額
建 物	345,403,715円
建物附属設備	24,194,703円
構 築 物	35,121,548円
機 械 装 置	43,241,150円
器具・備品	2,282,350円
土 地	59,141,453円
合 計	509,384,919円

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れています。

種 類	金 額
預 金	1,500,000,000円

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

種 類	金 額
理事及び監事に対する金銭債権の総額	686,816,793円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	0円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの）に該当する金額は188,903,685円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	144,812,861円
危 険 債 権	44,090,824円
三 月 以 上 延 滞 債 権	0円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	0円
合 計	188,903,685円

注1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）をいう。

注3. 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりです。

再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
再評価の年月日	平成11年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額	103,890,375円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
土井駐車場	遊休（賃貸）	土 地	業務外固定資産

- (2) 減損損失の認識に至った経緯

上記固定資産については賃貸用固定資産として使用されていますが、割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

- (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

土井駐車場	5,056,414円（土地 5,056,414円）
合 計	5,056,414円

- (4) 回収可能価額の算定方法

- 土井駐車場の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体等へ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性

維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」及び「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,428,375,112円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	105,667,793,258	105,478,418,811	△189,374,447
有価証券			
満期保有 目的の債券	393,119,844	361,420,000	△31,699,844
貸出金	102,882,612,862	—	—
貸倒引当金	△56,138,019	—	—
貸倒引当金 控除後	102,826,474,843	102,830,969,823	4,494,980
資産計	208,887,387,945	208,670,808,634	△216,579,311
貯金	198,933,850,564	197,824,307,964	△1,109,542,600
負債計	198,933,850,564	197,824,307,964	△1,109,542,600

注1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない

限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額
外部出資 3,138,331,101円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	105,667,793,258	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	400,000,000
貸出金	6,051,379,359	5,458,740,037	5,316,954,208	5,124,859,217	4,797,840,388	76,107,270,670
合計	111,719,172,617	5,458,740,037	5,316,954,208	5,124,859,217	4,797,840,388	76,507,270,670

注1. 貸出金のうち、当座貸越190,878,977円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等25,568,983円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	127,528,898,997	37,299,302,165	31,703,611,862	850,843,334	1,502,247,951	48,946,255
合計	127,528,898,997	37,299,302,165	31,703,611,862	850,843,334	1,502,247,951	48,946,255

注1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債 393,119,844	361,420,000	△31,699,844
合 計	393,119,844	361,420,000	△31,699,844

VII. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	170,830,431円
退職給付費用	57,165,291円
退職給付の支払額	△14,479,985円
特定退職金共済制度への拠出金	△36,492,000円
期末における退職給付引当金	177,023,737円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	735,070,551円
特定退職金共済制度	△558,046,814円
未積立退職給付債務	177,023,737円
退職給付引当金	177,023,737円

4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	57,165,291円
臨時に支払った割増退職金	1,660,435円
退職給付費用	58,825,726円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金15,676,344円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和7年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、111,377,000円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	50,274,741円
賞与引当金	34,432,290円
特例業務負担金引当金	31,318,503円
減損損失（減価償却資産）	19,880,513円
役員退職慰労引当金	16,230,600円
その他	16,228,534円
繰延税金資産小計	168,365,181円
評価性引当額	△31,136,020円
繰延税金資産合計（A）	137,229,161円

(繰延税金負債)	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△2,826,936円
繰延税金負債合計（B）	△2,826,936円

繰延税金資産の純額（A）+（B）	134,402,225円
------------------	--------------

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.25%
受取資配当等永久に益金に算入されない項目	△0.95%
損金経理した法人税等	0.11%
損金処理した道府県民税	0.05%
損金処理した附帯税	0.02%
住民税均等割等	0.68%
評価性引当額の増減	1.83%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.59%
その他	0.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.45%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,985,062円増加し、法人税等調整額は1,985,062円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は17,317,550円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

IX. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

③ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	921,256	784,252
2. 任意積立金取崩	512,625	—
地域農業振興対策積立金	15,000	—
本店ビル建替え・改修対応積立金	497,625	—
3. 剰余金処分額	1,061,405	434,371
(1) 利益準備金への繰入	75,000	70,000
(2) 任意積立金の積立	924,067	303,103
70周年記念行事積立金	5,000	5,000
施設管理対策積立金	990	46,199
システム等導入更新対応積立金	—	1,020
地域農業振興対策積立金	60,000	56,620
経営リスク対応積立金	108,077	25,056
本店ビル建替え・改修対応積立金	750,000	169,208
(3) 出資に対する配当金	62,337	61,268
4. 次期繰越剰余金	372,476	349,880

注1. 出資配当は年2.0%の割合です。出資金の期間中増加があったものは月割計算しています。

注2. 次期繰越剰余金には、営農指導、教育、生活、文化改善の事業の費用に充てるための繰越額17,000,000円が含まれています。

2 計算書類の正確性等にかかる確認

私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 7年 7月 22日
福岡市東部農業協同組合
代表理事組合長 藤野 真治

3 会計監査人の監査

令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

4 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	3,203	3,010	2,960	3,042	3,111
信用事業収益	1,871	1,889	1,880	1,925	1,955
共済事業収益	470	450	450	433	443
農業関連事業収益	441	247	249	240	263
その他事業収益	420	423	379	442	449
経常利益	473	455	467	517	473
当期剰余金（注1）	337	242	323	370	320
出資金 （出資口数）	3,258 (3,258,911)	3,218 (3,218,736)	3,193 (3,193,264)	3,134 (3,134,874)	3,091 (3,091,420)
純資産額	13,780	13,928	14,145	14,407	14,592
総資産額	223,621	225,762	222,756	222,016	217,553
貯金等残高	204,906	206,926	203,970	204,362	198,933
貸出金残高	98,387	99,965	100,888	99,864	102,882
有価証券残高	—	—	—	392	393
剰余金配当金額	64	64	63	62	61
出資配当額	64	64	63	62	61
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数（注2）	220	216	217	214	213
単体自己資本比率(注3)	11.46%	11.38%	11.54%	11.89%	15.26%

注1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益金に該当するものです。

注2. 職員数は、臨時・パート・派遣を含んでいます。また、年度末退職者を除いて表示しています。

注3. 単体自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

5 利益総括表

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	1,783	1,727
役務取引等収支	16	17
その他信用事業収支	△ 125	△ 118
信用事業粗利益	1,674	1,625
信用事業粗利益率	0.77%	0.76%
事業粗利益	2,504	2,459
事業粗利益率	1.12%	1.10%
事業純益	609	522
実質事業純益	617	522
コア事業純益	617	522
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	617	522

注1. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

注2. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

6 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	215,632	1,859	0.862	213,080	1,913	0.897
うち預金	114,867	518	0.450	111,896	533	0.476
うち貸出金	100,765	1,257	1.247	101,184	1,290	1.274
うちその他受入利息	—	84	—	—	90	—
うち有価証券	7	0	0.000	392	4	1.020
資金調達勘定	206,742	78	0.038	205,215	190	0.093
うち貯金・定期積金	205,134	59	0.029	203,613	172	0.084
うち借入金	0	—	0.000	0	—	0.000
うちその他支払利息	1,608	19	1.182	1,602	18	1.124
総資金利ざや	—	—	0.523	—	—	0.503

注1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

注2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高

7 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	19	51
うち貸出金	29	32
うち有価証券	0	3
うち預金	△ 9	14
支払利息	△ 24	113
うち貯金・定期積金	△ 24	113
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差 引	44	△ 62

注1. 増減額は前年度対比です。

注2. 受取利息の預金には、信連（または農林中金）からの事業利用分量配当、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金が含まれています。

8 自己資本の充実の状況

◆自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,604	12,810
うち、出資金及び資本準備金の額	3,134	3,091
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	9,541	9,802
うち、外部流出予定額 (△)	62	61
うち、上記以外に該当するものの額	△ 9	△ 22
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	73	56
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	73	56
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,678	12,866
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3	6
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	6
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	6
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	12,674	12,860
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	101,777	81,331
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		81,297
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,733	2,913
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	106,510	84,244
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	11.89%	15.26%

注1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

注2. 当「A」は、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する「LMI」については、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

注3. 当「A」が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、J Aバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』のことです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築越コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なとなるコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新B I S規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/O ストリップス	信用補完機能を持つ I/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部または一部を受ける権利であって、金融機関が留保または譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

◆自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	543	0	0			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	393	0	0			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—			
国際決済銀行等向け	—	—	—			
我が国の地方公共団体向け	—	—	—			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—			
国際開発銀行向け	—	—	—			
地方公共団体金融機構向け	—	—	—			
我が国の政府関係機関向け	—	—	—			
地方三公社向け	—	—	—			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	113,159	22,631	905			
法人等向け	11,606	11,512	460			
中小企業等向け及び個人向け	4,538	3,019	120			
抵当権付住宅ローン	32,591	11,259	450			
不動産取得等事業向け	12,629	12,479	499			
三月以上延滞等	27	31	1			
取立未済手形	42	8	0			
信用保証協会等による保証付	6,670	657	26			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—			
共済約款貸付	—	—	—			
出資等	103	103	4			
(うち出資等のエクスポージャー)	103	103	4			
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—			
上記以外	36,307	40,074	1,602			
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—			
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	2,986	7,465	298			
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	0	0			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5 %基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—			
(うち上記以外のエクスポージャー)	33,321	32,608	1,304			
証券化	—	—	—			
(うちS T C 要件適用分)	—	—	—			
(うち非S T C 適用分)	—	—	—			
再証券化	—	—	—			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—			
(うちルックスルー方式)	—	—	—			
(うちマナデート方式)	—	—	—			
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—			
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—			
(うちフォールバック方式)	—	—	—			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	0	0			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	218,613	101,777	4,071			
C V A リスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—			
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—			
合計 (信用リスク・アセットの額)	218,613	101,777	4,071			

注1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産 (固定資産等) ・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	—	—	—	600	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	394	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	0	0	0
特定農協、連合会、農林中央金庫向け	—	—	—	105,695	21,139	845
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	1,849	1,832	73
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
劣後債及びその他資本制証券等	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	151	151	6
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	11,780	10,453	418
中堅中小企業等（トランザクター）向け	—	—	—	71	32	1
自己居住用不動産等向け	—	—	—	13,597	4,658	186
賃貸用不動産向け	—	—	—	57,664	26,412	1,056
事業用不動産向け	—	—	—	5,290	4,087	163
その他不動産向け	—	—	—	2,313	1,379	55
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	1,373	2,058	82
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	186	186	7
取立未済手形	—	—	—	28	5	0
信用保証協会等による保証付	—	—	—	8,914	880	35
地域経済活性化支援機構・東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であつて必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する補償にかかるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー	—	—	—	298	7,465	298
特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー	—	—	—	0	0	0
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー（国内基準行に限る）	—	—	—	—	—	—
固定資産・その他	—	—	—	577	577	23
上記以外	—	—	—	10	10	0
証券化（S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
証券化（非 S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算（ルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算（マナード方式）	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算（蓋然性方式（250%））	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算（蓋然性方式（400%））	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算（フォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—
中央清算機関向けトレードエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
間接清算参加者向けトレードエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	213,487	81,331	3,253

注1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
4,733	189	2,913	116
		B I	B I C
		1,942	233

注1. 令和5年度のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当J Aでは基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

注2. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するI L Mは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◆信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

(適格格付機関)

株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
信用リスク期末残高	218,613	99,061	393	213,487	102,776	394
信用リスク平均残高	215,639	100,765	7	214,141	101,014	392

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
国 内	218,613	99,061	393	213,487	102,776	394
国 外	—	—	—	—	—	—
合 計	218,613	99,061	393	213,487	102,776	394

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
法人	農 業	46	—	—	46	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	0	—	—	0	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	13,069	13,069	—	13,950	13,928	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	46	46	—	34	34	—
	運輸・通信業	0	—	—	0	—	—
	金融・保険業	116,239	—	—	108,810	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,343	1,339	—	1,279	1,276	—
	日本国政府・地方公共団体	393	—	393	394	—	394
	そ の 他	3,238	3,238	—	3,027	3,027	—
個 人		81,365	81,365	—	84,751	84,508	—
そ の 他		2,867	—	—	1,189	1	—
合 計		218,613	99,061	393	213,487	102,776	394

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

注2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1 年 以 下	113,844	685	—	106,256	431	—
1 年 超 3 年 以 下	983	983	—	908	908	—
3 年 超 5 年 以 下	2,547	2,547	—	2,761	2,739	—
5 年 超 7 年 以 下	2,751	2,751	—	2,580	2,580	—
7 年 超 10 年 以 下	4,815	4,616	198	5,258	5,060	198
10 年 超	87,406	87,211	195	91,053	90,858	195
期間の定めのないもの	6,264	264	—	4,668	198	—
合 計	218,613	99,061	393	213,487	102,776	394

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度（三月以上）	令和6年度
国 内	27	1,560
国 外	—	—
合 計	27	1,560

注1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウェイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度（三月以上）	令和6年度
農 業	—	—
林 業	—	—
水 産 業	—	—
製 造 業	—	—
鉱 業	—	—
建設・不動産業	—	101
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
運輸・通信業	—	—
金融・保険業	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
日本国政府・地方公共団体	—	—
そ の 他	—	141
個 人	27	1,317
合 計	27	1,560

注1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

注2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度（三月以上）					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	65	73		65	73	73	56		73	56
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
国 外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地 域 別		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

◇信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

相手方当事者の区分	リスク・ ウェイト (%)	令和6年度					リスク・ ウェイトの 加重平均値 F(=E/(C+D))
		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・ アセットの額 E	
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D		
現金	0	600	—	600	—	0	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	394	—	394	—	0	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	105,695	—	105,695	—	21,139	0.20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	20～150	1,849	—	1,841	—	1,832	1.00
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	11,777	744	11,352	74	10,485	0.92
（うちトランザクター向け）	45	—	711	—	71	32	0.45
不動産関連向け	20～150	78,866	—	77,853	—	36,538	0.47
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	13,597	—	13,443	—	4,658	0.35
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	57,664	—	56,902	—	26,412	0.46
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	5,290	—	5,207	—	4,087	0.78
（うちその他不動産関連向け）	60	2,313	—	2,299	—	1,379	0.60
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本制証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	50～150	1,373	0	1,372	0	2,058	1.50
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	186	—	186	—	186	1.00
取立未済手形	20	28	—	28	—	5	0.20
信用保証協会等による保証付	0～10	8,914	—	8,801	—	880	0.10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	151	—	151	—	151	1.00
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	3,574	0	3,574	0	8,053	2.25
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにかけるエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかけるエクスポージャー）	250	2,986	—	2,986	—	7,465	2.50
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかけるエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかけるその他外部TLAC関連調達手段にかけるエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかけるその他外部TLAC関連調達手段にかけるエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	587	0	587	0	587	1.00
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段にかけるエクスポージャーにかける経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった物の額（△）	—					—	
合計（信用リスク・アセットの額）						81,331	

ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
令和６年度 (単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）									
	0%					合計				
我が国の中央政府及び中央銀行向け	394					394				
外国の中央政府及び中央銀行向け	—					—				
国際決済銀行等向け	—					—				
	合計									
我が国の地方公共団体向け	—									
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—									
地方公共団体金融機構向け	—									
我が国の政府関係機関向け	—									
地方三公社向け	—									
	合計									
国際開発銀行向け	—									
	20%					合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	105,695					105,695				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—					—				
	合計									
カバード・ボンド向け	—									
	0%		100%			その他				
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	9		1,832			1,841				
（うち特定貸付債権向け）	—		—			—				
	250%					合計				
劣後債権及びその他資本性証券等	—					—				
株式等	151					151				
	0%	20%	45%	50%	75%	80%	85%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	182	1	71	6	2,326	0	502	8,242	94	11,427
（うちトランザクター向け）	—	—	71	—	—	—	—	—	—	71
	0%	20%	25%	30%	40%	50%	70%	その他	合計	
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	15	4,363	2,424	2,490	976	895	2,275	1	13,443	
	0%	30%	35%	45%	60%	75%	105%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	0	24,442	5,462	10,947	7,363	4,317	4,365	4	56,902	
	0%		70%		90%		110%		合計	
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	0		4,073		59		1,074		5,207	
	60%					合計				
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	2,299					2,299				
	合計									
不動産関連向け うちＡＤＣ向け	—									
	100%				150%			合計		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—				1,372			1,372		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	186				—			186		
	0%		10%		20%		その他		合計	
現金	600		—		—		—		600	
取立未済手形	—		—		28		—		28	
信用保証協会等による保証付	0		8,797		—		3		8,801	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—	
共済約款貸付	—		—		—		—		—	

注１．最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和５年度については記載していません。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

			令和5年度			令和6年度		
			格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト	0%	—	2,854	2,854			
	リスク・ウェイト	2%	—	—	—			
	リスク・ウェイト	4%	—	—	—			
	リスク・ウェイト	10%	—	6,578	6,578			
	リスク・ウェイト	20%	—	113,251	113,251			
	リスク・ウェイト	35%	—	32,169	32,169			
	リスク・ウェイト	50%	—	85	85			
	リスク・ウェイト	75%	—	3,959	3,959			
	リスク・ウェイト	100%	—	56,719	56,719			
	リスク・ウェイト	150%	—	8	8			
	リスク・ウェイト	200%						
	リスク・ウェイト	250%	—	2,986	2,986			
	その他		—	—	—			
	リスク・ウェイト	1250%	—	—	—			
合 計			—	218,613	218,613			

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和5年度				令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満					155,942	—	—	154,954
40%～70%					29,119	711	10%	28,962
75%					6,702	19	10%	6,643
80%					—	0	10%	0
85%					502	—	—	502
90%～100%					10,462	1	10%	10,320
105%～130%					5,575	—	—	5,439
150%					1,373	0	10%	1,372
250%					151	—	—	151
400%					—	—	—	—
1250%					—	—	—	—
そ の 他					8	11	10%	5
合 計					209,838	744	10%	208,353

注1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

◆信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和５年度		令和６年度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—		
我が国の政府関係機関向け	—	—		
地方三公社向け	—	—		
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—		
法人等向け	30	—		
中小企業等向け及び個人向け	75	128		
抵当権住宅ローン	—	—		
不動産取得等事業向け	—	—		
三月以上延滞等	—	—		
証券化	—	—		
中央清算機関関連	—	—		
上記以外	144	7		
合 計	250	136		

注１．「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注２．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け				—	—	—
我が国の政府関係機関向け				—	—	—
地方三公社向け				—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け				9	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)				—	—	—
中小企業等向け及び個人向け				182	94	—
自己居住用不動産等向け				15	1	—
賃貸用不動産向け				—	4	—
事業用不動産関連向け				—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)				—	—	—
自己居住用不動産等向けエク スポージャーにかかる延滞				—	—	—
証券化				—	—	—
中央清算機関関連				—	—	—
上記以外				—	—	—
合 計				206	100	—

注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

◆CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません

◆マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません

◆オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○リスク管理方針

当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めています。

○登録金融機関業務に関する損失の危険の管理規程

金融商品取引法第33条の2の登録に係る業務の健全な運営と安定的な収益を確保するとともに、別に定める「業務内容方法書」に基づき、総合的な損失の危険の管理を行うことを目的としています。オペレーショナル・リスクの算出にかかる具体的な手法等については「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」に定めています。

○自己資本比率算出要領

当組合における自己資本比率算出にかかる手法及び基準を定めることを目的としています。

○自己資本比率算出事務手続

自己資本比率算出要領において定める自己資本比率算出にかかる具体的な方法や手順等について定めることを目的としています。

◇ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）及びＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣ及びＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

◆出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	3,089	3,089	3,138	3,138
合 計	3,089	3,089	3,138	3,138

注1.「時価評価額」は、価値のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計算上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

該当する取引はありません

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

◆金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するＩＲＲＢＢの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- 金利リスク計測の頻度
毎四半期末を基準日として、四半期でＩＲＲＢＢを計測しています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当ＪＡでは、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点）
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当 期 末	前 期 末	当 期 末	前 期 末
1	上方パラレルシフト	1,959	1,538	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	83	38
3	スティープ化	1,880	1,713		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	133	—		
7	最大値	1,959	1,713	83	38
		当 期 末		前 期 末	
8	自己資本の額	12,860		12,674	

- 注1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 注2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 注3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 注4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 注5. 「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 注6. 「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 注7. 「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 注8. 「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

VIII 直近2事業年度における事業の実績

1 信用事業

貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流動性貯金	76,672 (37.3%)	79,460 (39.0%)	2,788
定期性貯金	128,146 (62.4%)	123,839 (60.8%)	△ 4,307
その他の貯金	315 (0.1%)	313 (0.1%)	△ 2
小 計	205,134 (100.0%)	203,613 (100.0%)	△ 1,521
譲渡性貯金	— (—%)	— (—%)	—
合 計	205,134 (100.0%)	203,613 (100.0%)	△ 1,521

注1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定期貯金	124,868 (100.0%)	119,023 (100.0%)	△ 5,845
うち固定自由金利定期	124,867 (100.0%)	119,022 (100.0%)	△ 5,845
うち変動自由金利定期	— (—%)	— (—%)	—
定期積金	1,823	1,555	△ 267

注1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注3. () 内は構成比です。

貸出金に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付	541 (0.5%)	354 (0.5%)	△ 186
証書貸付	99,081 (98.3%)	100,655 (99.4%)	1,573
当座貸越	186 (0.1%)	175 (0.1%)	△ 11
割引手形	— (—%)	— (—%)	—
金融機関貸付	956 (0.9%)	— (—%)	△ 956
合 計	100,765 (100.0%)	101,184 (100.0%)	419

注1. () 内は構成比です。

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固定金利貸出	77,780 (77.8%)	86,997 (84.5%)	9,216
変動金利貸出	21,906 (21.9%)	15,683 (15.2%)	△ 6,223
そ の 他	177 (0.1%)	201 (0.1%)	24
合 計	99,864 (100.0%)	102,882 (100.0%)	3,018

注1. () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	586	402	△ 183
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	14	13	△ 1
そ の 他 担 保 物	56,624	58,228	1,604
小 計	57,225	58,645	1,419
農業信用基金協会保証	6,620	8,865	2,245
そ の 他 保 証	13,464	13,547	83
小 計	20,084	22,412	2,327
信 用	22,554	21,825	△ 729
合 計	99,864	102,882	3,018

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設 備 資 金	63,901 (64.0%)	65,630 (63.8%)	1,729
運 転 資 金	35,963 (36.0%)	37,252 (36.2%)	1,289
合 計	99,864 (100.0%)	102,882 (100.0%)	3,018

注1. () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	3,704 (3.7%)	3,658 (3.5%)	△ 46
林 業	1 (0.0%)	31 (0.0%)	29
水 産 業	49 (0.0%)	47 (0.0%)	△ 1
製 造 業	1,483 (1.4%)	1,493 (1.4%)	9
鉱 業	34 (0.0%)	38 (0.0%)	3
建 設 業	3,306 (3.3%)	3,309 (3.2%)	2
不 動 産 業	42,252 (42.3%)	42,398 (41.2%)	145
電気・ガス・熱供給・水道業	206 (0.2%)	219 (0.2%)	13
運輸・通信業	2,010 (2.0%)	2,223 (2.1%)	212
卸売・小売・飲食業	2,618 (2.6%)	2,604 (2.5%)	△ 13
サー ビ ス 業	5,691 (5.6%)	5,982 (5.8%)	291
金融・保険業	2,000 (2.0%)	2,063 (2.0%)	62
地方公共団体	— (—%)	— (—%)	—
そ の 他	36,502 (36.5%)	38,812 (37.7%)	2,309
合 計	99,864 (100.0%)	102,882 (100.0%)	3,018

注1. () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

【ア】 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	213	185	△ 28
穀 作	0	0	0
野菜・園芸	40	26	△ 13
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・鶏卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
その他農業	173	159	△ 14
農業関連団体等	—	—	—
合 計	213	185	△ 28

注1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前項⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。

注3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）の子会社等が含まれています。

【イ】 資金種類別

(貸出金)

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	213	185	△ 28
農業制度資金	0	0	0
農業近代化資金	—	—	—
その他制度資金等	0	0	0
合 計	213	185	△ 28

注1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。

注3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

注1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位：百万円)

		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	176	0	176	—	176
	令和6年度	144	0	144	—	144
危 険 債 権	令和5年度	37	—	37	—	37
	令和6年度	44	—	44	—	44
要 管 理 債 権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
小 計	令和5年度	213	0	213	—	213
	令和6年度	188	0	188	—	188
正 常 債 権	令和5年度	99,736				
	令和6年度	102,779				
合 計	令和5年度	99,950				
	令和6年度	102,968				

注1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権を言います。

注2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権を言います。

注3. 要管理債権

注4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と注5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額を言います。

注4. 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものを言います。

注5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものを言います。

注6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権を言います。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加高	期中減少高		期末残高	期首残高	期中増加高	期中減少高		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	65	73		65	73	73	56		73	56
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	65	73	—	65	73	73	56	—	73	56

⑪ 貸出金償却の額

該当する取引はありません

為 替

① 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	28	159	29	163
	金額	31,698	59,886	33,300	59,521
代金取立為替	件数	0	0	0	—
	金額	39	3	25	—
雑 為 替	件数	0	0	0	0
	金額	72	21	50	60
合 計	件数	29	159	29	163
	金額	31,810	59,912	33,376	59,581

有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	7	392	385
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—
合 計	7	392	385

注1. 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和5年度								
国 債	—	—	—	—	198	195	—	393
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年度								
国 債	—	—	—	—	198	195	—	393
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国 債	392	391	0	393	361	△ 31
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	392	391	0	393	361	△ 31
合 計	—	392	391	0	393	361	△ 31

[その他の有価証券]

該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません

③ デリバティブ取引等(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません

2 共済事業

① 長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終身共済	5,193	47,474	5,219	46,240
	定期生命共済	75	1,122	84	1,197
	養老生命共済	2,606	8,777	2,491	8,299
	うちこども共済	2,129	5,150	2,067	5,069
	医療共済	3,352	1,332	3,395	1,170
	がん共済	1,377	382	1,367	369
	定期医療共済	103	82	98	81
	介護共済	337	561	380	762
	認知症共済	75		79	
	生活障害共済	122		121	
	特定重度疾患共済	470		640	
	年金共済	4,210	10	4,266	13
	建物更生共済		9,815	215,024	9,633
合 計		27,835	274,768	27,773	273,533

注1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

② 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済	3,352	14	3,395	14
が ん 共 済	1,377	9	1,367	9
定 期 医 療 共 済	103	0	98	0
合 計	4,832	24	4,860	23

注1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

③ 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	337	897	380	1,128
認 知 症 共 済	75	134	79	136
生活障害共済（一時金型）	60	361	63	391
生活障害共済（定期年金型）	62	59	58	59
特定重度疾病共済	570	976	640	1,107

注1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④ 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	3,283	2,624	3,291	2,600
年 金 開 始 後	927	577	975	629
合 計	4,210	3,201	4,266	3,230

注1. 金額は、年金年額を記載しています。

⑤ 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	742	13,698	9	725	13,321	8
自 動 車 共 済	5,628		271	5,690		276
傷 害 共 済	4,845	14,413	0	4,942	14,457	0
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済	241		0	239		0
自 賠 責 共 済	1,623		24	1,660		25
合 計	13,079		306	13,256		311

注1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障または火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3 農業・生活関連事業

(1) 購買事業取扱実績

① 受託購買品

(単位：百万円)

種 類		令和5年度	令和6年度
		取 扱 高	取 扱 高
生産資材	自 動 車	59	67
	施 設	88	45
	そ の 他 生 産 資 材	60	3
	燃 料	8	9
	小 計	217	126
生活物資	食料品	—	—
	米	—	—
	食 料 品	—	—
	耐 久 資 材	28	42
	日 用 品	5	7
	即 売 会	0	0
	そ の 他	—	52
	小 計	34	103
合 計		252	229

注1．取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

② 買取購買品

(単位：百万円)

種 類		令和5年度	令和6年度
		取 扱 高	取 扱 高
生産資材	農 機 具	83	83
	自 動 車	1	1
	施 設	—	—
	肥 料	22	18
	飼 料	0	0
	農 薬	10	10
	そ の 他 生 産 資 材	19	18
	燃 料	0	0
	小 計	137	132
生活物資	食料品	—	—
	米	—	—
	食 料 品	51	53
	耐 久 資 材	—	—
	日 用 品	7	4
	煙 草	3	3
	そ の 他	—	—
	小 計	62	62
合 計		200	194

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取 扱 高	取 扱 高
米	21	26
野 菜	63	71
果 実	4	3
庭 先 野 菜	23	40
直 売 所	51	50
合 計	165	191

② 買取販売品

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	販 売 高	販 売 高
農 産 物 直 売 所	12	18
購 買 品 他	39	70
合 計	51	89

(3) 生活その他事業取扱実績

① 保管事業

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
収 益	保 管 料	0
	荷 役 料	—
	そ の 他 の 収 益	0
	計	0
費 用	保 管 材 料 費	0
	保 管 労 務 費	—
	そ の 他 の 費 用	0
	計	0

② 宅地等供給事業

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
賃 貸 料	36	37
幹 旋 手 数 料	157	151
管 理 手 数 料	146	146
そ の 他	25	24
合 計	365	360

IX 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

1 利益率

(単位：％)

項 目	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.231	0.213
資本経常利益率	3.667	3.296
総資産当期純利益率	0.166	0.144
資本当期純利益率	2.628	2.231

注1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

注2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

注3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

注4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	48.86	51.71	2.85
	期中平均	49.11	49.68	0.57
貯 証 率	期 末	0.19	0.19	0.00
	期中平均	0.00	0.19	0.19

注1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100

注2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

注3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100

注4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3 担当職員一人あたりの取扱高

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
信用事業	貯 金 残 高	3,535	3,354
	貸 出 金 残 高	4,360	4,304
共済事業	長期共済保有高	6,852	7,726
経済事業	購 買 品 供 給 高	10	9
	販 売 品 販 売 高	25	34

4 一店舗あたりの取扱高

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貯 金 残 高	20,436	19,893
貸 出 金 残 高	9,986	10,288
長期共済保有高	27,476	27,353

X 役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支払総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	69	48

注1. 対象役員は、理事25名、監事7名です。（期中に退任した者を含む。）

注2. 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（正組合員から選出された委員6人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金は、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金総額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の退職慰労金については理事会において決定し、監事各人別の退職慰労金については監事の協議によって定めています。

この場合の役員各人別の退職慰労金については、役員退職慰労金支給算定基準及び役員退職慰労引当規程に基づき、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定した金額を勘案して決定しています。役員退職慰労金支給算定基準については、役員報酬審議会（正組合員から選出された委員6人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

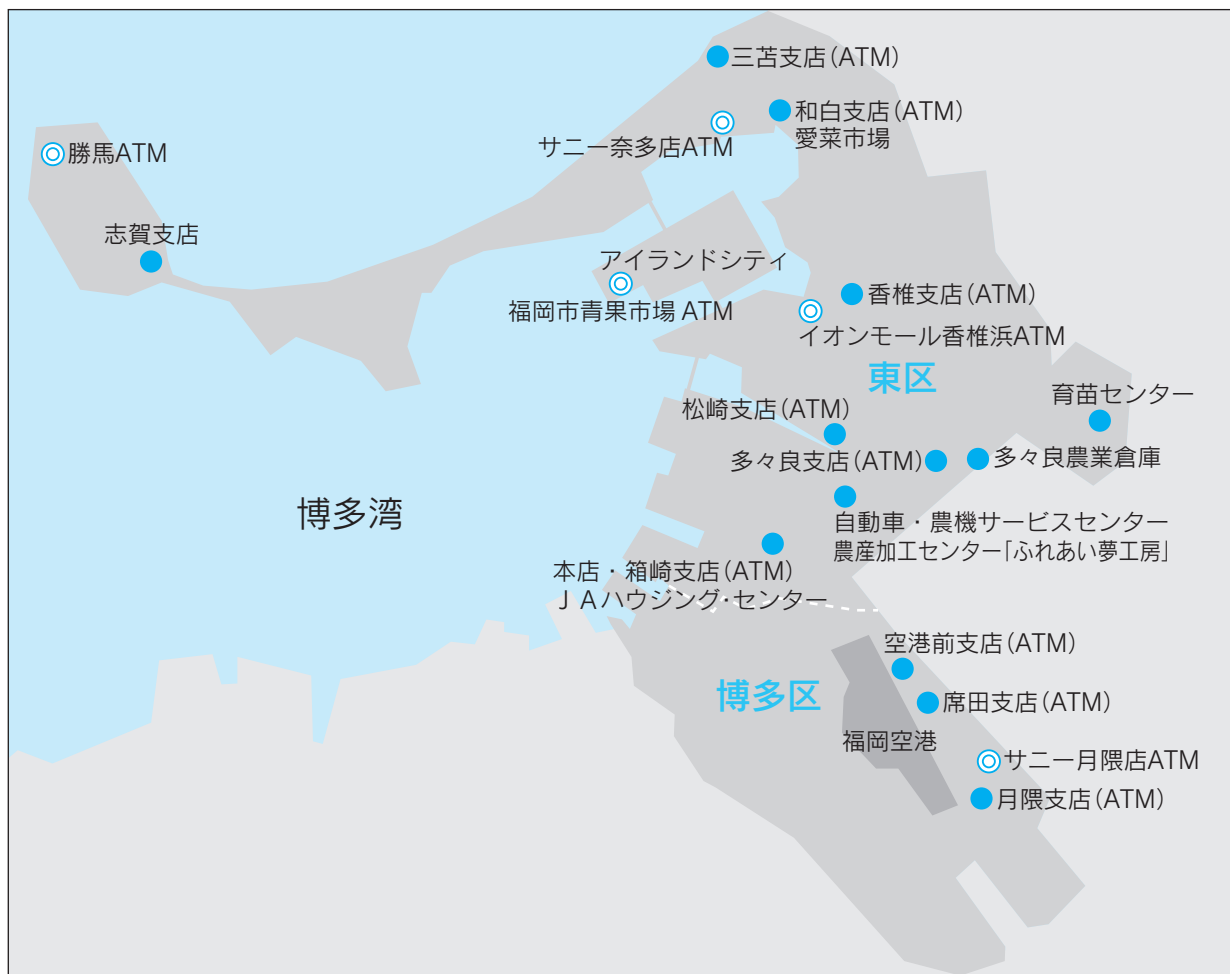
注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和6年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

事業所のご案内



◎店舗外ATM

本店(代表)

〒812-0061 福岡市東区筥松2丁目19-16(2・3F)
☎621-4662 FAX621-5535

総務部

総務課 ☎621-4662
人事課 ☎621-4633
審査保全課 ☎621-4656

総合企画室

リスク管理企画課
企画係 ☎621-4663
リスク管理係 ☎621-4689

監査室

☎621-4692 FAX621-4695

金融部

金融課 ☎621-4664
推進課 ☎621-4665
共済課 ☎621-4666

営農経済部

営農生活課 ☎621-4696
経済課 ☎621-4668

開発部

開発課・税務相談課
☎621-4699 FAX621-4700

サニー奈多店ATM

〒811-0204 福岡市東区奈多1丁目12-6

イオンモール香椎浜ATM

〒813-0016 福岡市東区香椎浜3丁目12-1

福岡市青果市場ATM

〒813-0019 福岡市東区みなと香椎3丁目1-1

サニームーン店ATM

〒812-0858 福岡市博多区月隈2丁目5-7

勝馬ATM

〒811-0325 福岡市東区大字勝馬1588-1

和白支店(ATM)

〒811-0202 福岡市東区和白3丁目27-39
☎606-2865 FAX606-2856

三苫支店(ATM)

〒811-0201 福岡市東区三苫6丁目1-36
☎606-2406 FAX607-5894

香椎支店(ATM)

〒813-0013 福岡市東区香椎駅前1丁目21-23
☎681-3165 FAX681-3164

多々良支店(ATM)

〒813-0031 福岡市東区八田1丁目5-18
☎691-0537 FAX691-0539

松崎支店(ATM)

〒813-0035 福岡市東区松崎2丁目17-3
☎661-1825 FAX662-3062

箱崎支店(ATM)

〒812-0061 福岡市東区筥松2丁目19-16(1F)
☎611-5848 FAX611-5834

席田支店(ATM)

〒812-0851 福岡市博多区青木1丁目15-25
☎611-4534 FAX611-4536

月隈支店(ATM)

〒812-0858 福岡市博多区月隈3丁目1-19
☎503-5878 FAX503-8406

空港前支店(ATM)

〒812-0002 福岡市博多区空港前3丁目5-35
☎622-6361 FAX623-5904

志賀支店

〒811-0323 福岡市東区大字志賀島493番地
☎603-6431 FAX603-6432

J Aハウジング・センター

〒812-0061 福岡市東区筥松2丁目19-16(1F)
☎612-7339 FAX612-6940

自動車・農機サービスセンター

〒812-0063 福岡市東区原田4丁目29-18
☎611-3727 FAX611-6841

農産加工センター「ふれあい夢工房」

〒812-0063 福岡市東区原田4丁目29-18
☎621-5677

愛菜市場

〒811-0202 福岡市東区和白3丁目27-39
☎606-2082 FAX606-9277

育苗センター

〒813-0023 福岡市東区蒲田3丁目8-53
☎691-8180 FAX691-8180

多々良農業倉庫

〒813-0032 福岡市東区土井3丁目18-17
☎691-3007



JA福岡市東部シンボルマーク
新緑のしずく…協調性・若々しさ・潤い



JA福岡市東部

<https://www.ja-fukutou.or.jp/>